

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	:	シベンゾリン-d ₁₀ 溶液
SDS コード	:	IB-06
供給者の会社名称	:	
林純薬工業株式会社		
住所	:	大阪府大阪市中央区内平野町 3 丁目 2 番 12 号
電話番号	:	06-6910-7305
E-mail	:	shiyaku_kikaku@hpc-j.co.jp
URL	:	https://direct.hpc-j.co.jp/
緊急連絡電話番号	:	06-6910-7305
推奨用途	:	試験研究用
使用上の制限	:	試験研究以外の用途には使用しない事。人体又は動物用の医薬品、食品、家庭用品、化粧品等には使用しない事。環境中に使用しない事。

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理的危険性	爆発物	区分に該当しない	
	可燃性ガス	区分に該当しない	
	エアゾール	区分に該当しない	
	酸化性ガス	区分に該当しない	
	高压ガス	区分に該当しない	
	引火性液体	区分 2	
	可燃性固体	区分に該当しない	
	自己反応性化学品	区分に該当しない	
	自然発火性液体	区分に該当しない	
	自然発火性固体	区分に該当しない	
	自己発熱性化学品	分類できない	
	水反応可燃性化学品	区分に該当しない	
	酸化性液体	区分に該当しない	
	酸化性固体	区分に該当しない	
	有機過氧化物	区分に該当しない	
	金属腐食性化学品	分類できない	
	鈍性化爆発物	区分に該当しない	
	健康有害性	急性毒性 (経口)	区分に該当しない
		急性毒性 (経皮)	区分に該当しない
		急性毒性 (吸入: 気体)	区分に該当しない
急性毒性 (吸入: 蒸気)		区分 4	
急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト)		分類できない	
皮膚腐食性/刺激性		区分に該当しない	
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性		区分 2B	
呼吸器感作性		分類できない	
皮膚感作性		区分に該当しない	
生殖細胞変異原性		区分に該当しない	
発がん性		分類できない	

環境有害性	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (麻酔作用)
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (気道刺激性)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分に該当しない
	誤えん有害性	分類できない
	水生環境有害性 短期(急性)	分類できない
	水生環境有害性 長期(慢性)	分類できない
	オゾン層への有害性	分類できない

絵表示
(GHS JP)



GHS02



GHS07

注意喚起語 (GHS JP)

: 危険

危険有害性 (GHS JP)

: 引火性の高い液体及び蒸気 (H225)
眼刺激 (H320)
吸入すると有害 (H332)
呼吸器への刺激のおそれ (H335)
眠気又はめまいのおそれ (H336)

注意書き (GHS JP)

安全対策

: 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
容器を接地しアースをとること。(P240)
防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241)
火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。(P261)
取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)

応急措置

: 皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
目の刺激が続く場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)
火災の場合: 消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)

保管

: 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
施錠して保管すること。(P405)

廃棄

: 内容物／容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

: 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS RN
			化審法番号	安衛法番号	
酢酸エチル	≥98%	C4H8O2	(2)-726	既存化学物質	141-78-6
シベンゾリン-d ₁₀	約 0.06%	C18H8D10N2	-	8-(2)-2093	-

上記濃度又は濃度範囲は、規格値ではありません。

上記濃度又は濃度範囲に記載の%は、個別表記があるものを除き、全て重量%となります。

4. 応急措置

応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。
多量の水と石鹼で優しく洗うこと。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用してい
て容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないこと。
口をすすぐこと。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 水噴霧、泡消火剤、乾燥粉末消火剤、二酸化炭素、砂
- 使ってはならない消火剤 : 強い水流は使用しない。
- 火災危険性 : 極めて引火性の高い液体及び蒸気。
- 爆発の危険 : 屋内、屋外又は下水溝で蒸気爆発の危険がある。
加熱により、容器が爆発するおそれがある。
- 火災時の危険有害性分解生成物 : 火災時に刺激性もしくは有毒なフュームまたはガスを発生する。
- 消火方法 : 着火した場合、初期消火は、火元(燃焼源)を断ち、適切な消火剤を用いて一挙に
消火する。
周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。
移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し、冷却する。
消火後も大量の水を用いて容器を冷却する。
- 消火時の保護具 : 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

- 一般的措置 : 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。
関係者以外の立ち入りを禁止する。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
作業の際には、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、必ず適切な
保護具を着用し、風下で作業行わない。

環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。
下水道や公共用水域への侵入を防ぐ。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 浄化方法 : 漏出は、吸収剤を使用してできるだけ素早く回収する。
できるだけ液体漏出物は密閉容器に回収する。
回収跡は多量の水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用して作業
する。
漏れ、あふれ、飛散しないように取扱い、ミスト、蒸気の発生を少なくし、換気を十
分にする。

- 安全取扱注意事項 : この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
 取扱い後はよく手を洗いうがいをする事。
 作業所の十分な換気を確保する。
 接触、吸入又は飲み込まないこと。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 防爆型装置を使用する。
- 接触回避 : 長時間または反復の暴露を避ける。
- 保管**
- 安全な保管条件 : 施錠して保管すること。
 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。容器を密閉し、火気、熱源より遠ざける。
- 安全な容器包装材料 : 遮光した気密容器。
- 技術的対策 : 適用法令を遵守する。
- 保管温度 : 冷凍保管: -20°C

8. ばく露防止及び保護措置

ばく露限界値	
酢酸エチル	
管理濃度	200ppm
許容濃度(産衛学会)	200ppm(720mg/m ³)
許容濃度(ACGIH)	TWA 400 ppm, STEL -

- 設備対策 : 取扱場所での発生源の密閉化、または局所排気装置、全体換気装置の設置。取扱い場所の近くに安全シャワー、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具

- 皮膚及び身体の保護具 : 不浸透性前掛け、不浸透性作業衣、不浸透性長靴
- 眼の保護具 : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
- 手の保護具 : 不浸透性保護手袋
- 呼吸用保護具 : 有機ガス用防毒マスク

9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態 : 液体
- 外観 : 液体
- 色 : データなし
- 臭い : データなし
- pH : データなし
- 融点 : -84 ° C (酢酸エチルとして)
- 凝固点 : データなし
- 沸点 : 77 ° C (酢酸エチルとして)
- 引火点 : -4 ° C (酢酸エチルとして、タグ密閉式)
- 自然発火点 : データなし
- 分解温度 : データなし
- 可燃性 : データなし
- 蒸気圧 : データなし
- 相対密度 : データなし
- 密度 : 0.90 g/cm³ (酢酸エチルとして、20°C)
- 相対ガス密度 : データなし
- 溶解度 : データなし
- n-オクタノール/水分配係数(Log Pow) : データなし
- 爆発限界 (vol %) : データなし

動粘性率 : データなし
 粒子特性 : データなし

10. 安定性及び反応性

反応性 : データなし
 化学的安定性 : 通常の取扱い条件では安定である。
 危険有害反応可能性 : 酸化剤、塩基、酸と反応する。塩基、酸の影響下で分解する。アルミニウム、プラスチックを侵す。
 避けるべき条件 : 日光、熱、火花、裸火、静電気等の発火源。酸化剤、塩基、酸との接触。
 混触危険物質 : 酸化剤、塩基、酸
 危険有害な分解生成物 : データなし

11. 有害性情報

製品として	
急性毒性(経口)	区分に該当しない
急性毒性(経皮)	区分に該当しない
急性毒性(吸入)	蒸気:区分 4 気体:区分に該当しない 粉じん、ミスト:分類できない
皮膚腐食性/刺激性	区分に該当しない
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2B
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	区分に該当しない
生殖細胞変異原性	区分に該当しない
発がん性	分類できない
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 3 (麻酔作用) 区分 3 (気道刺激性)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分に該当しない
誤えん有害性	分類できない
酢酸エチル	
急性毒性(経口)	【分類根拠】(1)~(4) より、区分に該当しない。【根拠データ】(1) ラットの LD50: 5,600 mg/kg (ACGIH (7th, 2001))(2) ラットの LD50: 10,100 mg/kg (DFGOT vol.12 (1999))(3) ラットの LD50: 11.3 g/kg (11,300 mg/kg) (IRIS (1987))(4) ラットの LD50: 5,620 mg/kg (環境省リスク評価第 10 巻 (2012))
急性毒性(経皮)	【分類根拠】(1)、(2) より、区分に該当しない。【根拠データ】(1) ウサギの LD50: > 18,000 mg/kg (SIDS (2008)、DFGOT vol. 12 (1999))(2) ウサギの LD50: > 20 mL/kg (18,000 mg/kg) (環境省リスク評価第 10 巻 (2012))
急性毒性(吸入:気体)	【分類根拠】GHS の定義における液体であり、ガイダンスの分類対象外に相当し、区分に該当しない。
急性毒性(吸入:蒸気)	【分類根拠】(1)、(2) より、区分 4 とした。なお、ばく露濃度 が飽和蒸気圧濃度 (123,000 ppm) の 90%より低いいため、ミストがほとんど混在しないものとして ppm を単位とする基準値を適用した。【根拠データ】(1) ラットの LC50 (4 時間): 14,640 mL/m ³ (14,640 ppm) (DFGOT vol.12 (1999))(2) ラットの LC50 (6 時間): 16,000 ppm (4 時間換算値: 19,600 ppm) (HSDB (Access on September 2019))【参考データ等】(3) ラットの LC50 (4 時間): 4,000 ppm (HSDB (Access on September 2019))(4) ラットの LC50 (6 時間): > 6,000 ppm (4 時間換算値: 7,300 ppm) (SIDS (2008))
急性毒性(吸入:粉末)	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性/刺激性	【分類根拠】(1)、(2) より、区分に該当しないとした。【根拠データ】(1) US Federal Register protocol に準じウサギの皮膚に 4 時間半閉塞適用を行った皮膚刺激性試験で皮膚反応はみられなかった (REACH 登録情報 (Access on October 2019))。 (2) 入手可能な情報では、皮膚及び目に刺激性は示さない (SIDS (2008))。 【参考データ等】 (3) 本物質の 1 時間x6 日間の反復適用は皮膚の脱脂と角質層のダメージを引き起こすが、本物質の 10%ワセリン調製物の 48 時間閉塞適用は皮膚刺激を生じない (DFGOT vol.12 (1999))。 (4) 本物質の反復閉塞適用は皮膚に刺激性を示す (DFGOT vol.12 (1999))。

酢酸エチル	
眼に対する重篤な損傷又は刺激性	【分類根拠】(1)~(3) より、区分 2B とした。【根拠データ】(1) ウサギを用いた眼刺激性試験において一過性の刺激性が認められ、24/48/72h の合計スコア(最大 110)は、18、4、2 であり、7 日までに全ての反応は消失した。改変最大平均スコアは 15 (最大値 =110)であった (ECETOC TR48 (1998)、SIDS (2008)、REACH 登録情報 (Access on October 2019))。 (2) 本物質は 400 ppm でヒトに対し、眼、鼻、喉に刺激性を示す (ACGIH (7th,2001)、HSDB (Access on September 2019))。 (3) 本物質は眼と呼吸器に刺激性を有する (PATTY (6th, 2012)、GESTIS (Access on September 2019))。【参考データ等】(4) EU-CLP 分類で Eye Irrit. 2 (H319) に分類されている (EU CLP 分類 (Access on September 2019))。 (5) 本物質は 1500 mL/m ³ 以上でヒトに対し、眼、鼻、喉に刺激性を示す (DFGOT vol.12 (1999))。 (6) 入手可能な情報では本物質は、皮膚及び眼にも刺激性は示さない (SIDS (2008))。
呼吸器感受性	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
皮膚感受性	【分類根拠】(1)、(2) より、区分に該当しないとした。【根拠データ】(1) OECD TG406 に準拠したモルモットを用いた皮膚感受性試験 (guinea pig maximisation test) においてで陰性であった (SIDS (2008))。 (2) 入手可能な情報では本物質は皮膚感受性物質ではなく、皮膚及び眼にも刺激性は示さない (SIDS (2008))。【参考データ等】(3) 本物質の感受性の報告はあるが、希である (HSDB (Access on September 2019))。 (4) 本物質のヒトでの研究及びその構造から、皮膚感受性は示唆する情報はない (DFGOT vol.12 (1999))。
生殖細胞変異原性	【分類根拠】(1)、(2) より、in vivo、in vitro 試験を含む標準的組合せ試験でいずれも陰性であったことから、ガイダンスにおける分類できないに相当し、区分に該当しない。【根拠データ】(1) in vivo では、経口投与及び腹腔内投与によるマウス及びハムスターの骨髄細胞を用いた小核試験で陰性の報告がある (DFGOT vol.12 (1999)、SIDS (2008))。 (2) in vitro では、細菌の復帰突然変異試験及び哺乳類培養細胞の染色体異常試験で陰性の報告がある (DFGOT vol.12 (1999)、NTP DB (Access on September 2019)、SIDS (2008)、環境省リスク評価第 10 巻 (2012))。
発がん性	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
生殖毒性	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	【分類根拠】ヒト及び実験動物での (1)~(4) の情報より、区分 3 (麻酔作用、気道刺激性) とした。【根拠データ】(1) ボランティア 10 人に本物質 400 ppm を 3~5 分間吸入ばく露した試験で、被験者が眼、鼻、喉の刺激を訴えたとの報告がある (DFGOT vol.12 (1999)、ACGIH (7th, 2001))。 (2) 男性ボランティア 16 人に本物質 402 ppm を 4 時間ばく露した試験で、被験者がばく露時間内に眼や口、喉の刺激を訴えたとの報告がある (環境省リスク評価第 10 巻 (2012)) (3) ネコの単回吸入ばく露試験において、本物質 20,000 ppm、45 分間のばく露で深麻酔状態に至ったが回復したとの報告がある (ACGIH (7th, 2001))。 (4) ラットの 6 時間単回吸入ばく露試験において、自発運動喪失などの典型的な中枢神経系抑制の症状が認められたが、最大 6,000 ppm (22.5 mg/L) まで死亡例はなかったとの報告がある (SIDS (2008))。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	【分類根拠】(1) より、経口経路については区分に該当しない。吸入経路については、(2) のラットの吸入ばく露で区分 1 の範囲内で呼吸器への影響を示す結果があるものの、(3) では、(2) より高い濃度でヒトにおいて症状がみられなかったと報告されていることから、区分に該当しないと考えられる。【根拠データ】(1) ラットに 90 日間経口投与した結果、3,600 mg/kg/day で体重増加抑制、摂餌量減少がみられたのみであった (SIDS (2008)、環境省リスク評価第 10 巻 (2012))。 (2) ラットに 13 週間吸入ばく露 (6 時間/日、5 日/週) した結果、350 ppm (ガイダンス値換算: 0.9 mg/L、区分 1 の範囲) 以上の雌雄で鼻 (嗅上皮) でごく軽微から中程度の変性がみられた (環境省リスク評価第 10 巻 (2012))。 (3) 375~1,500 ppm の濃度で数ヵ月間ばく露された作業員で症状はみられなかった (ACGIH (7th, 2001))。
誤えん有害性	【分類根拠】データ不足のため分類できない。

12. 環境影響情報

製品として	
水生環境有害性 短期(急性)	分類できない
水生環境有害性 長期(慢性)	分類できない
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし

製品として	
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	分類できない
酢酸エチル	
水生環境有害性 短期(急性)	甲殻類(ミジンコ)48 時間 EC50 = 262 mg/L、魚類(ファットヘッドミノー)96 時間 LC50 = 230 mg/L(いずれも環境省リスク評価第 10 巻, 2012)であることから、区分に該当しないとされた。
水生環境有害性 長期(慢性)	慢性毒性データを用いた場合、急速分解性があり(28 日での BOD 分解度=66, 112, 105%(通産省公報, 1993))、甲殻類(オオミジンコ)の 21 日間 NOEC = 2.4 mg/L (ECETOC TR91, 2003)であることから、区分に該当しないとされる。慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、急速分解性があり(28 日での BOD 分解度=66, 112, 105%(通産省公報, 1993))、log Kow = 0.73 (KOWWIN) であり、魚類の急性毒性データが区分に該当しない相当であることから、区分に該当しないとされる。以上の結果から、区分に該当しないとされた。

13. 廃棄上の注意

- 化学品(残余廃棄物) : 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。
- 汚染容器及び包装 : 容器の内容物を完全に除去してから廃棄する。
空容器は地域の条例に準拠してリサイクル、再利用または廃棄する必要がある。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上輸送(IMDG)

- 国連番号 (IMDG) : 1993
- 正式品名 (IMDG) : FLAMMABLE LIQUID, N.O.S.
- 容器等級(IMDG) : II
- 輸送危険物分類 (IMDG) : 3
- 危険物ラベル (IMDG) : 3
- クラス(IMDG) : 3
- 特別規定 (IMDG) : 274
- 少量危険物(IMDG) : 1 L
- 微量危険物(IMDG) : E2
- 包装要件(IMDG) : P001
- IBC 包装要件(IMDG) : IBC02
- ポータブルタンク包装規定 (IMDG) : T7
- 輸送特別規定-タンク(IMDG) : TP1、TP28、TP8
- 積載区分 (IMDG) : B
- 緊急時応急措置指針番号 : 128

航空輸送(IATA)

- 国連番号 (IATA) : 1993
- 正式品名 (IATA) : Flammable liquid, n.o.s.
- 容器等級 (IATA) : II
- 輸送危険物分類 (IATA) : 3
- 危険物ラベル (IATA) : 3
- クラス (IATA) : 3
- PCA 微量危険物(IATA) : E2
- 特別管制区(PCA)少量危険物(IATA) : Y341
- 特別管制区(PCA)数量限定物の最大積載量(IATA) : 1L
- PCA 包装要件(IATA) : 353
- 特別管制区(PCA)最大積載量(IATA) : 5L
- CAO 包装要件(IATA) : 364
- 貨物機専用(CAO)最大積載量 (IATA) : 60L

特別規定(IATA)	: A3
ERGコード (IATA)	: 3H
海洋汚染物質	: 非該当
国内規制	
海上規制情報	: 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	: 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号	: 128
特別な輸送上の注意	: 運搬に際しては、容器の転倒、損傷、落下、荷崩れ等しないように積み込み、漏出のないことを確認する。

15. 適用法令

国内法令

労働安全衛生法	: 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) 酢酸エチル(政令番号:177) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)
毒物及び劇物取締法	: 非該当
水質汚濁防止法	: 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
消防法	: 第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体(法第2条第7項危険物別表第1・第4類)
悪臭防止法	: 特定悪臭物質(施行令第1条)
大気汚染防止法	: 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
外国為替及び外国貿易法	: 輸出貿易管理令別表第1の2項 輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	: 引火性液体類(危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
航空法	: 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	: その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	: 車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	: 特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	: 非該当
労働基準法	: 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報

参考文献	: 17423の化学商品(化学工業日報社) 国際化学物質安全性カード(ICSC) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE) ERG2020版 緊急時応急措置指針(日本規格協会)
その他の情報	: このSDSは林純薬工業株式会社の著作物です。当該製品の化学物質製品を取り扱う事業者に対して提供するものであり、安全を保証するものではありません。現時点における該当化学物質の情報を全て検証しているわけではありません。当該化学物質について常に未知の危険性が存在するという認識で、製品運搬・開封から廃棄に至るまで、安全を最優先して使用者自己の責任においてご使用下さい。当該化学物質を使用する際は、使用者自ら安全情報を収集すると共に使用される場所・機関・国などの、法規制等については使用者自ら調査し最優先させていただきます。国または地方の規制についての調査

は、当社としては行いかねますので、この問題については使用者の責任で処理願います。当該物質の日本語による SDS と他国言語にて翻訳された SDS が存在する場合、内容の相違があるなしに関わらず日本語で記述された文書が優先され他国言語による文書は参考文書とします。